

阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会 設置要綱

(目的)

第 1 条 本会は、阿寒摩周国立公園及びその隣接地域において、関係機関・団体が広域的に連携し、エゾシカ対策を効果的・効率的に実施するための計画策定及び連絡調整等を行う場として設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために、以下の事項について協議する。

- (1) 阿寒摩周国立公園生態系維持回復事業計画(以下、「事業計画」という。)及びその実施計画の策定又は見直しに関する事項。
- (2) 実施計画に基づく対策の実施に係る連絡調整に関する事項。
- (3) 各種対策の評価に関する事項。
- (4) その他目的達成のために必要な事項。

(構成)

第 4 条 協議会は、別表に掲げる関係行政機関・団体により構成する。ただし、必要がある場合は協議会の了承を得て、団体、個人を追加することができる。

- 2 協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、釧路自然環境事務所統括自然保護企画官とする。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

(有識者)

第 6 条 議長は、有識者等に対して協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 協議会は、協議事項に関する専門的な助言や検討のため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、釧路自然環境事務所に置く。

(その他)

第 9 条 協議会は、阿寒摩周国立公園における適正なエゾシカ対策に資するため、北海道エゾシカ対策有識者会議等との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めない事項で、協議会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。

令和4年2月24日一部改正
 令和5年2月13日一部改正
 令和6年2月13日一部改正
 令和8年3月5日一部改正

(別表)

阿寒摩周国立公園エゾシカ対策協議会 構成員一覧

1. 構成員

所 属	役 職
環境省 釧路自然環境事務所	統括自然保護企画官
林野庁 北海道森林管理局 計画保全部保全課	野生鳥獣管理指導官
根釧東部森林管理署	次長
根釧西部森林管理署	地域林政調整官
網走南部森林管理署	次長
十勝東部森林管理署	次長
北海道 オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課	課長
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	課長
釧路総合振興局保健環境部環境生活課	課長
根室振興局保健環境部環境生活課	課長
釧路市 産業振興部農林課 (阿寒農林振興係)	主幹
阿寒町行政センター市民課 (環境係)	課長
清里町 産業建設課	課長
小清水町 産業課	課長
足寄町 農林課	課長
標茶町 農林課	課長
弟子屈町 農林課	課長
鶴居村 産業振興課	課長
白糠町 経済部経済課	課長
一般財団法人前田一步園財団 森林保全課	課長

2. オブザーバー

所 属	役 職
美幌町 経済部農林政策課	課長
津別町 産業振興課	課長
大空町 産業課	参事
中標津町 経済部農林課	課長
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社	次長 (企画)

3. 事務局

環境省 釧路自然環境事務所 国立公園課（阿寒摩周国立公園管理事務所含む）